

＜小牧市オープンデータ推進に関する基本方針＞

令和2年12月2日

1. 策定の背景・趣旨

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」は、官民データ活用の推進により国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としており、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されています。

小牧市としても、オープンデータの推進による市政の透明性の向上や経済活性化、市民や地域コミュニティと一体となり地域課題を解決する取り組みを推進するために、小牧市まちづくり推進計画及び小牧市デジタルイノベーション推進計画と整合を図りつつ、オープンデータ推進に関する基本的な方針を定めるものとします。

2. オープンデータの定義

オープンデータとは、二次利用可能なルールのもと、機械判読に適したデータ形式かつ無償で公開するデータです。

3. オープンデータ推進の目的・基本原則

オープンデータ推進にあたり、本市が定める目的及び推進にあたっての基本原則を次のとおり定めるものとします。

(1) オープンデータ推進の目的

① 住民サービスの向上

行政機関が業務で作成しているデータは市民の共有財産として活用されるべきであり、オープンデータ化により市民一人ひとりがデータ活用の恩恵を享受するための社会基盤を整えます。

② 市政の透明性・信頼性の向上

本市が保有するデータを公開することで、行政の透明性・信頼性の向上を図ります。また、過去のWeb上で公開しなかった基礎データも可能な限り公開し、本市の取り組みが経年で見える化できるよう努めます。

③ 市政の認知度の向上

本市が保有するデータを公開し、公開されたデータの利用を促す

ことで、本市の取り組みや魅力が広く周知されるように努めます。

④ 市民協働の促進と地域課題の解決

市民や任意団体、NPOや企業などと公的データを共有することで、市民協働をさらに促進するとともに、多種多様な地域課題の解決を図ります。

⑤ 経済の活性化

様々な分野において、公開されたデータの分析・可視化など付加価値を生み出すビジネスやサービスが創出される下地を整え、地域経済の活性化を促します。

⑥ 市政の高度化・効率化

組織横断的にデータを共有し、分析を行うとともに、分析結果を施策や事業の検討に活用することで、業務の高度化・効率化を図ります。

(2) 推進にあたっての基本原則

① 本市のデータ公開に関する考え方

市の保有する公的データを積極的に公開します。ただし、以下の情報は公開を行わないこととします。

(ア) 個人情報

(イ) 公開によって、特定の個人または団体が不当に不利益を被ると考えられる情報

(ウ) その他、情報公開制度における「不開示情報」にあたる情報

② 機械判読に適したデータ形式での公開

アプリ・サービスへの取り込みやデータ分析が容易に行えるよう、CSV等の機械判読に適したデータ形式で公開します。ただし原則④から外れない範囲での適用とします。

③ データの作成・更新に係る職員作業負荷の軽減

職員の作業負荷が可能な限り少なくなる方法を選択します。例えば計画等で、紙でしか保管していないものは逐一入力してデータを作成するのではなく、スキャン等の方法も選択可能です。

④ データの活用についての制限の禁止

公開されたデータは市民の共有財産であり、それらデータの活用にあたっては原則として本市からの制限は設けないこととします。

⑤ データの二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本市はその責を一切負わない旨を規約等に明示します。

(3) 営利目的、非営利目的を問わず活用可能なルールで公開します。

(4) 利用者ニーズや費用対効果等について十分考慮し、取り組み可能なデータから公開するなど効率的に取り組みを進めます。

4. オープンデータの公開・運用基準および推進・管理体制

本市の情報を積極的に公開・運用し、適切な管理のもと取組を推進していくための基準と体制を次のとおり定めます。

(1) オープンデータの公開・運用に関する基準の策定

本市の情報をオープンデータとして公開し運用を行っていくため「小牧市オープンデータ公開・運用基準」を策定します。

(2) 推進・管理体制

行政改革課が中心となり、全庁的に取り組むこととします。また、全庁的な普及啓発を図ります。

5. 方針の見直し

行政改革課は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要があると認めた場合、本方針の見直しを行うものとします。